レンタフマルチ 契約約款

1. 約款の適用

(約款の適用)

第1条 当社は、このレンタフマルチ契約約款(以下、「本約款」という。)を定め、これにより、 レンタフマルチサービス(以下、「本サービス」という)を提供する。

(本約款の変更)

第2条 当社は、民法第548条の4の規定により、お客さまの了承を得ることなく、本約款を変更す る場合がある。この場合、当社は、あらかじめ変更する旨および変更後の規定の内容並び に変更の効力発生目を、通知またはインターネット上に公表その他当社が適当と認める方 法によってお客さまに周知する。変更の効力発生日以後の本サービスの提供条件は、変更 後の約款によるものとする。

2. お申し込みと契約

- 第3条 お客さまは、お申し込みの際、本約款の内容をあらかじめ承諾し、「レンタフマルチ 利 用申込書(以下、「申込書」という)」に所定の事項を記載し、当社に提出する。
- 2. 当社はお客さまのお申し込みを受けられない場合は、申込書の受領目から10日以内にお客 さまにその旨を通知する.
- 3. 当社が申込書を受領した日から10日以内に前項の通知がなされない場合、申込書および本 約款に基づき当社がお客さまに本サービスを提供する契約(以下「本契約」という)が成 立するものとする。

(本サービスの提供期間)

第4条 本サービスの提供期間は 申込書記載の本サービスの提供開始日から提供終了日までとす

第5条 本契約は、第3条3項に基づいて成立し、第4条の本サービス提供期間の終了と同時に終了 するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、本契約は、前項の契約有効期間満了日の3カ月前までに、お客さ まと当社のいずれも本契約の終了を相手方に通知しない場合、同一条件で1年間自動的に更 新されるものとし、以後もこれに準じる。

(対象機器)

第6条 本サービスの対象機器は申込書の対象機器リスト記載の給湯器本体、マルチコントローラ

- ーおよび通信機器(以下、「レンタフマルチ機器」という)とする。
 2. 当社は、本契約の有効期間中お客さまの承諾を得ることなく自己の判断により、レンタフ マルチ機器を同能力・同タイプのものへ取り替えることができる。この場合、当該取替作 業の日程は、お客さまと当社で協議のうえ決定し、お客さまは当該取替作業に協力する
- 3. レンタフマルチ機器を使用するにあたって必要となる配管・電源・基礎架台・排気筒等は、 お客さまが自己の責任において手配する。
- 4. 当社は、申込書記載の利用場所において、お客さまにレンタフマルチ機器を引き渡し、お 客さまはレンタフマルチ機器の設置工事を自己の責任において行う。お客さまは、設置工 事および試運転に関して発生した費用を負担する。
- 5. 当社がお客さまに賃貸するレンタフマルチ機器の所有権は、本契約の有効期間中およびそ の終了後も当社に帰属し、本契約が終了した場合は、当社は、いつでもレンタフマルチ機 器を撤去することができる。
- 6. お客さまは、当社がレンタフマルチ機器に自己の所有物である旨を明示することを承諾す

(解約・解除)

- 第7条 お客さまは、本契約の有効期間中であっても、当社に対して解約希望日の3ヵ月前までに 解約を申し出ることで本契約を解約することができる。また、解約は申込書の対象機器リ スト記載のレンタフマルチ機器の系統単位でできるものとする
- 2. お客さままたは当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの催告を 要することなく、ただちに本契約を解除することができる。
- ① お客さまが本サービスの対価(以下、「レンタフマルチ料金」という。)の支払いを3 ヶ月怠った場合
- ② 本約款のいずれかの条項に違反し、相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、 当該期間内に違反を是正しない場合
- ③ 本契約に関して、重大な違反または背信行為があった場合
- ④ 第三者より差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立て、または公租公課の滞納 処分を受けた場合
- ⑤ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、 または自ら申立てを行った場合
- ⑥ 支払停止もしくは支払不能の状態に陥った場合、または手形もしくは小切手が不渡りと かった場合
- ⑦ 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けた場合
- その他本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき
- 3. 当社は、お客さまが前項各号のいずれかに該当する場合には、何ら通知または催告等を要 することなく、遠隔操作によってレンタフマルチ機器の運転を停止することができる。
- 4. 第2項に定める解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。
- 5. お客さままたは当社は、第2項各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、相手方から の何らの催告がなくとも、相手方に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、 直ちに相手方に弁済しなければならない。

3. サービスの内容

(本サービスの内容)

- 第8条 当社は、申込書の対象機器リスト記載のレンタフマルチ機器をお客さまに賃貸し、お客さ まはこれを賃借する。ただし、お客さまが賃貸できる給湯器の台数は申込書の特記事項記 載の賃貸可能台数に定められたものとする。
- 2. 当社は、お客さまに賃貸したレンタフマルチ機器について遠隔監視の実施およびメンテナ

(遠隔監視サービス)

- 第9条 当社は、本サービス提供期間中、マルチコントローラーに内蔵または付属する通信機器に よりレンタフマルチ機器の運転状態の監視を行うサービス(以下「遠隔監視サービス」と
- 2. 当社は次の各号のいずれかに該当する場合、遠隔監視サービスの提供義務を負わない。
- ① レンタフマルチ機器の利用場所が 当社の事前承諾なく変更された場合
- ② レンタフマルチ機器がお客さままたは第三者により毀損された場合 (当社の責による場
- ③ お客さまの責任において施工、設置した配管・電源・基礎架台・排気筒等に起因してレ ンタフマルチ機器に故障が生じた場合
- ④ お客さまがレンタフマルチ料金の支払いを遅滞した場合
- ⑤ お客さまが仮差押え、仮処分もしくは差押えを受け、または競売、破産等の申立てを受
- ⑥ お客さまが転居する等、本契約を継続する必要がなくなった場合
- ⑦ 故障、停電等により通信回線が使用できない場合

⑧ その他当社の責によらず通信を行うことができない場合

(メンテナンス業務)

第10条 当社は、本サービス提供期間中、レンタフマルチ機器のメンテナンス業務(以下、「メン テナンス業務」という。)を実施する。

- メンテナンス業務の内容は、次の各号のとおりとする
- ① 遠隔監視システムにより故障の発生を受信した場合等の遠隔での修理
- ② 当社が定めるメンテナンス業務時間内の出張修理 3. 次の各号の修理については、メンテナンス業務の対象外とする。
- ① お客さまの故意もしくは過失または不適当な取扱いにより生じた故障の修理
- ② お客さまが当社の事前承諾を得ずにレンタフマルチ機器を改造し、または当社の指定す る部品以外の部品を使用して生じた故障の修理
- ③ お客さまが当社の事前承諾を得ずにレンタフマルチ機器を移設して生じた故障の修理
- ④ お客さまの責任において施工、設置した配管・電源・基礎架台・排気筒等に起因する 故障の修理
- ⑤ 天変地異等、不可抗力により生じた故障の修理
- ⑥ 騒音、振動、塗装の変色、錆等外観上の軽微な損害等、品質に影響がなく、仕様内容を 満たしている場合の修理
- ⑦ その他、当社の責に帰すべき事由によらない修理不可能な故障4. 次の場合、当社は、メンテナンス業務の実施義務を負わないものとする。
 - ① レンタフマルチ機器の利用場所が、当社の事前承諾なく変更された場合
- ② レンタフマルチ機器がお客さままたは第三者により毀損された場合(当社の責による
- ③ お客さまがレンタフマルチ料金の支払いを遅滞した場合
- ④ お客さまが仮差押え、仮処分もしくは差押えを受け、または競売、破産等の申立てを受 けた場合

⑤ お客さまが転居する等、本契約を継続する必要がなくなった場合

(メンテナンス業務の運営)

- 第11条 お客さまは、メンテナンス業務が安全かつ円滑に行われるように、当社に対し、次のとお り協力する。
 - ① お客さまは、メンテナンス業務に要する電気、水道、ガス、その他の費用を負担する。 ② お客さまは、メンテナンス業務時には、必要な範囲で、当社および当社の代行者が、 お客さまの敷地内または建物内に立ち入ることを事前承諾し、必要な第三者からの承諾
 - ③ お客さまは、メンテナンス業務を実施するのに十分なスペースを確保する。

(使用場所および使用方法)

第12条 当社は、申込書記載の利用場所に、レンタフマルチ機器を設置するものとし、お客さまは 当社の書面による事前の承諾なくしてその設置場所を変更してはならない

- 2. お客さまは、レンタフマルチ機器を通常の用法に従い、善良なる管理者の注意をもって
- 3. お客さまは、レンタフマルチ機器の耐久性等に悪影響を及ぼす成分が含まれている水を、
- レンタフマルチ機器で使用してはならない。 4. 当社は、お客さまに対し、レンタフマルチ機器の維持管理や耐久性等に悪影響を及ぼす使 用状況について、改善を要望することができるものとし、お客さまはこれに協力する。

(機器の増減)

- 第13条 レンタフマルチ機器の契約台数の削減は、本サービス提供期間の開始日より1年経過後に お客さまが申し出た場合において、お客さまと当社で協議し、最終的に当社が台数削減を 妥当と判断した場合に限り行うことができる。ただし、レンタフマルチ機器の契約台数の 削減は、マルチコントローラー1台あたりが制御する給湯器本体の合計契約台数の20% (小数点以下切り捨て) までとする。
 - 2. 前項に定めるレンタフマルチ機器の契約台数の削減は、原則として、本サービス提供期間 中(お客さまが本契約締結以前から申込書記載のご利用場所および系統にて本サービスを 利用している場合は、当初の契約のサービス提供期間と本契約の本サービス提供期間の合計期間を指す。また、第5条第2項の規定により本契約を自動更新した場合は、当該自動 更新による本サービス提供期間も、本契約の本サービス提供期間に含むものとする。)に マルチコントローラー1台あたりが制御する給湯器本体の合計契約台数に対して1度に限り 実施できるものとする。
- 3. レンタフマルチ機器の契約台数の増加は、お客さまと当社が合意した場合に行うことがで

(機器の取替、撤去および移設費用)

- 第14条 レンタフマルチ機器の撤去および移設は、当社または当社が選定した代行者が行い、これ に要したすべての費用をお客さまが負担する。お客さまはレンタフマルチ機器の撤去およ び移設に要したすべての費用を請求書に印字された入金期日(請求月の翌月末)までに支 払うものとする
- 2. 前項の定めにかかわらず、本サービス提供期間の開始日(お客さまが本契約締結以前から 申込書記載のご利用場所および系統にて本サービスを利用している場合は、当初の契約の 本サービス提供期間開始日を指す。また、第5条第2項の規定により本契約を自動更新した 場合は、自動更新前の契約を含めた本サービス提供期間における本サービス提供開始日を 指す。) より申込書の特記事項記載の当社指定年数を経過した場合、レンタフマルチ機器 の撤去および移設に要した費用は、当社の負担とする。
- ただし、当社の通常営業時間外での工事費用など特別な費用についてはこの限りではない。 3. レンタフマルチ機器の取替は、当社または当社が選定した代行者が行い、これに要した費 用は当社の負担とする。ただし、当社の通常営業時間外での工事費用など特別な費用につ いてはこの限りではない。
- 4. レンタフマルチ機器を取替、撤去または移設する場合、レンタフマルチ機器を除く配管・ 電源・基礎架台・排気筒等の撤去および復元作業はお客さまが行い、これに要したすべて の費用をお客さまが負担する。

4. 料金とお支払い

(レンタフマルチ料金)

- 第15条 お客さまは、当社に対し、レンタフマルチ料金として、申込書記載の金額を本契約の有効 期間中毎月定められた期日までに支払うものとする。なお、支払方法は、申込書に定める ものとする.
- 2 レンタフマルチ料金は 本契約の締結日現在の税法に基づく消費税を含むものであり 消 費税率が変更された場合は、変更後の消費税率に基づく金額に変更されるものとする。
- 3. お客さまがレンタフマルチ機器で使用するガスについて、ガスの小売供給契約の契約先を 当社から当社以外のガス小売事業者に変更した場合、または当社以外のガス小売事業者か ら当社に変更した場合、当社がその事実を確認した翌月分より、申込書記載のレンタフマ ルチ料金に基づき変更するものとする。

(料金の精算)

第16条 本サービスの提供終了目が月の途中である場合、レンタフマルチ料金の目割り精算は行わ ないものとする。

2022年4月15日 制定

5. 免責事項等

(損害の賠償責任)

第17条 お客さまは、本契約に違反して当社に損害を与えた場合は、その損害を賠償する。当社は、 レンタフマルチ機器の瑕疵またはメンテナンス不備等の当社の責に帰すべき事由により、 お客さまに損害を与えた場合は、その損害を賠償する。ただし、当社は、直接かつ現実に 生じた通常の損害に限り賠償する責任を負い、お客さまに生じた営業補償等の間接損害、 逸失利益および特別損害については、賠償する責任を負わない。

(ユーティリティー費用の負担)

第18条 レンタフマルチ機器の運転に要するガス、その他必要となるユーティリティー費用は、お 客さまが負担する。

(業務の第三者委託)

第19条 当社は、本サービスの提供業務の履行を第三者に委託することができる。

(権利義務の譲渡禁止)

第20条 お客さまおよび当社は、相手方の書面による事前承諾なくして、本契約上の地位ならびに 本契約に基づく権利および義務を、第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供すること ができない。

(反社会的勢力との関係排除)

- 第21条 お客さまおよび当社は、本契約締結時および将来にわたり、自己、自己の役員もしくは自 己の重要な使用人(以下、「自己等」という。)または経営を実質的に支配する者が暴力団関係者その他反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という。)でないこと、自己等が反社 会的勢力の威力等を利用せず、反社会的勢力に対して資金を提供する等その維持運営に協 力等しないこと(ただし、ガスおよび電気の小売り供給契約を除く)、および法的な責任を 超えた不当な要求行為等(準ずるものを含む)をしないことを表明保証する
- 2. お客さままたは当社は、事業に関連して契約する自己の下請または再委託先業者(数次に わたるときはその全てを含む。以下、「下請等」という。)が前項に反しないことを確約し、違反が判明した場合は、下請等との契約を解除しまたはそのための措置をとる。
- 3. お客さままたは当社は、相手方が前2項に反した場合は、直ちに本契約の全部または一部 を解除することができる。ただし、第1項についての解除は、何らの通知催告を要しない。
- 4. お客さままたは当社は、相手方が本条に反したことにより損害を被った場合は、相手方に 対し、当該損害について本契約に基づく損害賠償を請求でき、被解除者が本契約の解除に より損害を被ったとしても、解除者はこれによる一切の損害賠償を要しない。

(不可抗力)

第22条 地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為、重大な疾病、法令・ 規則の制定・改廃、公権力による命令・処分その他の政府による行為、争議行為、輸送 機関・通信回線等の事故、政府による休業若しくは外出自粛要請等その他不可抗力による 本契約の全部または一部(金銭債務を除く)の履行遅滞または履行不能については、お客 さまと当社のいずれもその責任を負わないものとする。

(秘密保持)

- 第23条 本契約において秘密情報とは、お客さままたは当社が本サービスの提供または利用のため に相手方に開示した情報のうち、書面、電磁的記録媒体、その他の媒体に化体して開示し た場合には、「秘密」「秘」「Confidential」等の表示を当該媒体に付すことによって秘 密である旨を明示した情報をいい、口頭又は視覚的に情報を開示した場合には、開示の際 に当該情報が秘密である旨を口頭で明示し、かつ当該開示を行った日から1週間以内に秘密 情報の内容及び秘密情報である旨を明示した書面にて相手方へ通知した情報をいう。
- 2. お客さまおよび当社は、相手方から開示された秘密情報を、相手方の事前の書面による承 諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- 3. お客さまおよび当社は、秘密情報を、本サービスの提供または利用の目的以外の目的のた めに使用してはならない。
- 4. 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は、本契約における秘密情報には該当 ① 開示を受けた際、既に公知となっている情報
- ② 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報

第25条 本契約は日本法に準拠し、日本法にしたがって解釈される。

- ③ 開示を受けた後、自己の責によらずに公知となった情報
- ④ 正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく取得した情報 ⑤ 秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
- 第2項の規定にかかわらず、お客さままたは当社は、次の各号のいずれかに該当する場合 には、相手方の書面による承諾なしに、秘密情報を第三者に開示することができる。 ① 自己または自己の関係会社の役職員または弁護士、会計士もしくは税理士等に対して、 本サービスの提供または利用のために必要な範囲で秘密情報を開示する場合。但し、開示 を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を法令または契
- 約に基づき負担する場合に限る。 ② 法令等(金融商品取引所の規則を含む。)の規定に基づき、政府、所轄官庁、規制 当局、裁判所又は金融商品取引所により秘密情報の開示を要求又は要請される場合に、合 理的に必要な範囲で当該秘密情報を開示するとき。なお、かかる場合、お客さままたは当 社は、相手方に対して、かかる開示の内容を事前に(それが法令等上困難である場合は、 開示後可能な限り速やかに) 通知しなければならない。

(専属的合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因または関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合

(準拠法) (協議事項)

第26条 お客さまおよび当社は、本契約に定めのない事項または本契約上疑義を生じた条項につい て、双方誠意をもって協議し解決するものとする。

(存続条項)

第27条 本契約の終了にかかわらず、第7条(解約・解除)、第14条(機器の取替、撤去および移設 費用)、第15条(レンタフマルチ料金)、第16条(料金の精算)、第17条(損害賠償責任) 、第20条(権利義務の譲渡禁止)、第23条(秘密保持)、第24条(専属的合意管轄裁判所) 第25条 (準拠法) は有効に存続する。ただし、第23条 (秘密保持) は、本契約の終了後 5年間に限り、存続するものとする。